平成26年8月1日 第11606号

																								•	
【公告】	所の所在地の変更	〇 二級建築士等試験の指定試験機関の事務	〇 地方卸売市場卸売業務の廃止届	〇 指定居宅サービス事業者等の指定	〇 指定居宅サービス事業者の指定	関の指定の更新	○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機	関の指定	○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機	生)	〇 平成二十六年度自衛官募集(自衛官候補	生)	〇 平成二十六年度自衛官募集(一般曹候補	〇 平成二十六年度自衛官募集(航空学生)	(県例規集登載)	びその適用区域の指定	指定のない区域における建築規制の数値及	規定による都市計画区域のうち用途地域の	〇 建築基準法第五十二条第一項第七号等の	【告示】		目次		L リ 4	可山泉公報
		建築指導課	農産課	"	長寿社会課		,,		障害福祉課		"		,,,	危機管理課					建築指導課			担当課(室)			行 岡 山 県
																						王)		7	3
											できる個人情報の指定の一部改正	○ 簡易な方法による開示請求をすることが	【公立大学法人岡山県立大学】	かやまの代表者の変更	〇 公益社団法人被害者サポートセンターお	【公安委員会】	O "	O N	〇 道路の位置の指定	○ 土地改良事業施行認可申請の縦覧	○ 飼料試験結果の公表	申請	○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の	〇 国土調査の成果の認証	目次
											県立大学	公立大学法人岡山			県民応接課		,,	"	建築指導課	耕地課	畜産課		"	県民生活交通課	担当課(室)

◎岡山県告示第四百五号

物の各部分の高さの限度の数値並びにこれらを適用する区域を次のように定める。 築物について、 よる都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築規制の数値及びその適 平成十六年岡山県告示第二百三十五号 表第三に欄五の項の規定により、 同条第二項第三号、 (昭和二十五年法律第二百一号。 廃止する。 建蔽率、 第五十三条第一項第六号、 前面道路幅員に応じて容積率を低減する係数及び建築 都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内 (建築基準法第五十二条第一項第六号等の規定に 以下 第五十六条第一項第二号ニ及び別 第五十二条第一

各数値に対応する区域の位置を表示した関係図書は、 関係する市町村役場におい 般の縦覧に供する。 県土木部 都市局建築指導課

成二十六年八月一日

高梁、備前	庭、美作職方、矢掛、真	岡山県南広域	轄する区域) 轄する区域)
一十分の十	十 分 の 二 十	十 一 十 分 部 分 の の 二 十	法第五十二 とより定め により定め
一 部 分 の 五	十分の六	十 一 十 分 部 分 の 六 五	法第五十三六号の規定の規定
十 一 部 四	十 分 の 四		法第五十二三号の規定により定め
一 · 五	一 · 五	一 · 五	値の規定により定める数
二 元 五	二 五	二 五	法第五十六 条第一項第 定により定 める数値

			十分の七	十分の四十	
		/	十分の六	十分の二十	
			部	部	
五五	一 • 五		十分の五	十分の十	湯原
五五	一 五 五		十分の六	十分の十	吉備高原、和気
			十分の七	十分の四十	
			十分の六	十分の二十	

岡山県公報 第11606号 平成26年8月1日

山県告示第四百六号

て採用する自衛官のうち航空学生の平成二十六年度募集の要領

とおりである

平成二十六年八月一 日

太

航空学生

0

衛隊法 平成二十七年四月 (昭和二十 九年法律第百六十五号) 一日現在で十八歳以上二十一歳未満の いずれかに該当するものとする。 第三十八条第一項に規定する欠格条項に該 日本国籍を有する者で、

高等学校又は中等教育学校卒業者 (平成二十七年三月卒業見込みの者を含む。)

1に掲げる者と同等以上の学力があると文部科学大臣が認めた者

高等専門学校第三学年次修了者(平成二十七年三月修了見込みの者を含む。)

- 平成二十六年八月一 カコ ら同年 九 九 八日まで
- 平成二十七年三月の 高等学校卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者の受付に

ては、 かわらず文部科学・ 厚生労働両省から示された期

- 筆記試験及び適性検査
- 第二次試験 航空身体検査、 口述試験及び
- 海上自衛隊 航空身体検査
- (2)(1)航空自衛隊 操縦適性検査及び 医学適性検査
- 五. 願票の請求及び

市役所、 町村役場、 方協 力本部 又 は

六

- 平成二十六年九月二十三日
- 平成二十六年十月 か ら同月二十三日までの

岡山県公報 第11606号 平成26年8月1日

3

(1)指定する 海上自衛隊 日 平成二十六年十一月二十日から同年十二月十七日まで \mathcal{O} 間 \mathcal{O}

(2)航空自衛隊 平成二十六年十一月十五 日 か ら同年十二月十八 、日まで 0

指定する期間

七

1 第一次試 山第二合同庁舎 (岡 山市北区下石井

2 次試験の合格通知で指定する場所

(2)(1) 自衛隊呉病院 (広島県呉市)

静浜基地 (静岡県焼津市)

防府北基地 山 П 県防府市

八 採用予定月

平成二十七年三月下旬 か ら同年 -四月 上旬まで

九 全国採用予定人員 (参考平成二十五年度)

海上自衛隊

約七十名

(うち女子若干名)

約四十名 (うち女子若干名)

その他

航空自

· ては、 市役所若し くは 町村役場又は 次に掲げ 尚 Щ 地方協力本部

くは同 本部出張所等に問い 合わせること。

山地方協力本部

地方協力本部津山出張所 五六三七

〇八六

地方協力本部倉敷地域事務所

地方協力本部高梁地域事務所 ○八六六一二二

自衛隊岡 山地方協力本部 山募集案内所 六 二四一

http://www.mod.go.jp/pco/okayama

岡山県公報 第11606号 平成26年8月1日

山県告示第四百七号

て採用する自衛官のうち 般曹候補生の平成二十六年度募集の要領は、

平成二十六年八月一 日

0

木

太

平成二十七年四

月

日現在で十八歳以上二十七歳未満の

衛隊法

(昭和二十

九年法律第百六十五号)

第三十八条第

項に規定する欠格条項に該

日本国籍を有する者で、

平成二十六年八月 ら同年 九

平成二十七年三月 高等学校卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者の受付に 月九

八日まで

ては、 わらず文部科学・ 厚生労働両省から示された期

採用試験種目

筆記試験及び適性検査

第二次試験 口述試験及び

五. 志願票の請求及び提出先

市役所、 町村役場、 山 地方協 力本部 又 は 同本部

六 採用試験期

平成二十六年九月 九 日及び 同月二十日 \mathcal{O} うち指定する一

五. \mathcal{O} 間のうち指定す

七

第一次試験

(5)(4)(3)(2)(1)山第二合同庁舎 (岡 山市北区下石井

セントラル ピ (岡

高梁総合文化会館 (高梁市

陸上自衛隊日本原駐屯地 郡奈義町)

(津山市山下)

応募状況によっ 試験を実施し ない 試験場がある。

(2)(1)陸上自衛隊三軒屋駐屯地 (岡 市北区宿)

岡山第二合同庁舎 (岡山· 市北区下石井)

八 採用予定月

平成二十七年三月下 旬 同 年 四月上旬までの

全国採用予定人数

九

男子 陸上要員

海上要員

約二千二十名

航空要員

約九百六十名

陸上要員 海上要員

女子

約八十名 約六百七十名

約四十名

航空要員

その

若しくは同本部出張所等に問い合わせること。

ついては、

市役所若しくは町村役場又は

次

に掲げる自衛隊

畄

Щ

地方協力本部

山地方協力本部

-五六三七

地方協力本部倉敷地域事務所

地方協力本部津山

八六

地方協力本部高梁地域事務所

山地方協力本部

○八六六一二二

山募集案内所 六

http://www.mod.go.jp/pco/okayama

山県告示第四百八号

て採用する自衛官のうち自衛官候補生の平成二十六年度募集の要領は、

平成二十六年八月一 日

採用自衛官の

木

太

法

(昭和二十九年法律第百六十五号)

第三十八条第一

項に規定する欠格条項に該当し

日本国籍を有する者で、

採用予定月の

日現在で十八歳以上二十七歳未満の

平成二十六年八月一 ら同年九 月九 八日まで

ては、 平成二十七年三月 高等学校卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者の受付に 厚生労働両省から示された期日

採用試験種目

筆記試

2

口述試験

3 適性検査

身体検査

五. 志願票の 請求及び提出先

市役所、 町村役場、 自衛隊岡 山地方協力本部又は同本部出張所等

六 採用試験期日

男子 平成二十六年九月十五日 ら同年十月六日まで のうち指定する一

女子 平成二十六年九月二十五日 同月二十 のうち指定す

七

男子

(3)(2)(1)(岡山· 市北区下石井)

陸上自衛隊日本原駐屯地 郡奈義町)

- (4)(津山市山下)
- 2 女子
- (2)(1)岡山第二合同庁舎 (岡 Ш 市北区下石井)
- (岡 市北区宿)

八 平成二十七年三月下 採用予定月

九 県内採用予定者数

旬

年四月上旬までの

男子

陸上要員

海上要員

航空要員

陸上要員

海上要員

航空要員

その他

約二十名

約九名

若しくは同本部出張所等に問い合わせること。 ついては、 市役所若しくは町村役場又は次に掲げる自衛隊

畄

山地方協力本部

山地方協力本部

地方協力本部津山

地方協力本部倉敷地域事務所

地方協力本部高梁地域事務所

山地方協力本部 山募集案内所

http://www.mod.go.jp/pco/okayama

〇八六 -五六三七

○八六六一二二

| 六 | | · 二 四

ゴダイ薬局周匝店

◎岡山県告示第四百九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次の

とおり指定した。

平成二十六年八月一日

指定した医療機関

ハロー薬局尾張店

独立行政法人国立病院機構南岡山医療センター

くるみ薬局

株式会社服部薬局 オリーブ薬局田町店

在

瀬戸内市邑久町山田庄二一二—一一

津山市志戸部六五一一六 津山市田町八六-四

赤磐市周匝七一一一一

都窪郡早島町早島四〇六六

瀬戸内市邑久町尾張一三四六-六

調剤

整形外科

調剤

調剤

調剤

担当する医療の種類

平成二十六年八月一日

指定年月日

平成二十六年八月一日

平成二十六年八月一日

平成二十六年八月一日

平成二十六年八月一日

平成二十六年八月一日

伊 原 木 隆

岡 Щ 県 知

事

太

株式会社池田薬局

ふじ薬局備前店

めぐみ薬局

おかやま薬局赤坂店

小野薬局宇野店

名

◎岡山県告示第四百十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する

医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十六年八月一日

指定を更新した医療機関

所

玉野市宇野一-一二-二五

笠岡市中央町二二——一

備前市伊部一二五九一二

津山市二宮八一一二

在

赤磐市坂辺八-五

調剤

調剤

調剤

調剤

調剤

担当する医療の種類

更新年月日

岡 Щ 県 知

事

伊 原 木

隆

太

平成二十六年八月一日

平成二十六年八月一日

平成二十六年八月一日

平成二十六年八月一日

平成二十六年八月一日

指定年月日

神奈川県横浜市中区桜

目

番地

ス

◎岡山県告示第四百十一号

介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 条第一項本文の規定により、

とおり指定居宅サー ビス事業者を指定した。

事業所の 名称及び所在地

太

工 ル ス

岡山県備前市東片上一二八二番四四

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

所在地

株式会社工 ヌ・

平成二十六年八月

兀

介護保険事業所番号

三三七一一〇〇七〇六

五

2

所在地

◎岡山県告示第四百十二号

指定介護老人福祉施設及び指定介護予防サー 一号及び第五十三条第一項本文の規定により、 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十一条第一項本文、 ビス事業者を指定した。 次のとおり指定居宅サー 第四十八条第一項 ビス事業者、

平成二十六年八月一日

事業所の 名称及び所在地

[県知事

木

太

特別養護老人 ホ 玉野山田荘

岡山県玉野市

2

田三二七五番地

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人翔洋会

岡山県岡 山市南区彦崎二三〇〇番地

指定年月日

平成二十六年八月

三三七〇四〇一四〇二 介護保険事業所番号

兀

サービスの種類

五.

介護老人福祉施設

短期入所生活介護

介護予防短期入所生活介護

◎岡山県告示第四百十三号

岡山県卸売市場条例(昭和四十六年岡山県条例第六十六号) 第七条の規定により、

方卸売市場における卸売業務の廃止届を次のとおり受理した。

成二十六年八月一日

社山一水産株式会	卸売業者名
津山総合地方卸売市場	市 場 の 名 称即売業務を廃止しようとする
水産物部	の 部 類品目
十七日平成二十六年七月	廃止年月日

◎岡山県告示第四百十四号

十条の六第二項の規定により、 (昭和二十五年法律第二百二号)第十五条の六第三項において準用する同法 二級建築士等試験事務を行う事務所の 所在地の変更の

木

隆

太

平成二十六年八月一

公益財団法人建築技術教育普及センター

変更の届出があ った二級建築士等試験事務を行う事務所の名称及び所在地

公益財団法人建築技術教育普及セン

変更後 東京都千代田 区紀尾井町三番六号

変更前 東京都中央区京橋二丁目

変更の年月日

平成二十六年八月十八

〔三六二〕国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、

次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十六年八月一日

真 庭 市	た者の名称
平成二十四年七月	調査を行った期間
地 籍 第 図 及 び	成果の名称
田口の一部	た地域
平成二十六年七月二十	認証年月日

[三六三] 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定によ

次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十六年八月一日

I県知事 伊原木 降

太

申請のあった年月日

平成二十六年七月二十二日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ありがとう

三代表者の氏名

山 コ ブ な

主たる事務所の所在地

兀

倉敷市新田二七六二-E

五.

米、介護保険法に基づく介護予防サービス事業に改める。

介護保険法に基づく介護福祉サー

ビス事業を、

介護保険法に基づく居宅サー

五号)第五十六条第一項の規定により平成二十六年五月に収去した飼料の試験結果の概 [三六四] 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 (昭和二十八年法律第三十

要は、 次のとおりである。

平成二十六年八月一日

木 太

			生174-		試	験	結 身	果 の	概	要		
製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	粗たん 白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシウム	りん	TDN	ME (Kcal	備考
			十八	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	/kg)	
西日本飼料(株) 岡山県倉敷市水島海岸通三丁目6番地3	同左	日清丸紅印配合飼料 肉牛肥育用みやび前期	26年 5月	15. 6	3. 2	3. 5	4. 4	0.43	0.60	70. 2		
同上	同左	おからく1号P&F	26年 5月	19. 2	3. 4	3. 2	4.8	0.76	0.48	75. 1		
日本農産工業(株)水島工場 岡山県倉敷市児島塩生2767番地32	同左	ノーサン印肉用牛肥育用配合飼料 くろうし後期	26年 5月	12.9	3. 3	3. 9	3.8	0.38	0.42	73. 3		
同 上	同左	ノーサン印肉用牛肥育用配合飼料 Eビーフ後期	26年 5月	12. 5	3. 2	3. 3	3.8	0.46	0.44	75. 0	_	
JA西日本くみあい飼料 (株)水島工場 岡山県倉敷市水島海岸通三丁目6番地	同左	くみあい配合飼料 和牛繁殖子宝きらきらM	26年 5月	13.8	3. 5	7. 1	6.0	0.84	0.74	67. 5		
同 上	同左	くみあい配合飼料 子牛づくり	26年 5月	16. 9	3. 9	6. 6	6. 2	0.93	0.70	70. 2	_	

注) 試験結果の概要の欄には、個別検査項目別に試験結果を示し、違反が認められた場合は、備考欄にその内容を示す。

八条第一項の規定により、 [三六五] 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第四十八条第一項の規定によ のあった新規土地改良事業の施行について、 その申請を適当と決定したので、 同条第九項において準用する同法第 関係書類を次のとおり縦覧

て十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。 この公告に係る決定に対し て異議がある者は、 \mathcal{O} \mathcal{O} から起算し

平成二十六年八月一日

児島湾土地改良区理事長

岡山県知事 伊原木 隆 太

																_
宗津西町1番川 (宗津川丘2樋門 (西谷川丘1東樋門(西谷川沖1東樋門(北七区支線73号(北七区支線36号(西七区支線14号(西七区支線10号(登り川東高低樋門(錦六区横7番川東樋門(錦中29樋門(錦中14樋門(内尾1番中1号樋門(内尾15(非補助土地改良(か	宗津東町5番川(川張西町1番川(小規模土地	地区名
IJ	"	IJ	IJ	"	IJ	IJ	IJ	"	IJ	JJ	JJ	IJ	んがい排水)事業)	"	改良(かんがい排水)	
)))))		<u>`</u>	<u> </u>))))			事業)	

三

縦覧に供する書類

土地改良区定款

兀

日から同月二十二日まで

五.

[三六六] 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第四十二条第一 項第五号の規定

により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、 岡山県備中県民局建設部管理課におい

+成二十六年八月一1

・全 リ ー ー

二十二日□山県指令備中局浅口市金光町占見一五五四番四、一六・○○三八・八七四山県指令備中局浅口市金光町占見一五五四番四、一六・○○三八・八七	指定年月日号	道路の位置	(メートル)(メートル)	道路の延長
	平成二十六年七月平成二十六年七月	町占見一五五四番四、	 六 · ○ ○	三八・八七

〔三六七〕建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定

により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、 岡山県備中県民局建設部管理課におい

70,70

- 成二十六年八月一

	ı
二十二日 平成二十六年七月 平成二十六年七月	指定年月日
浅口市金光町占見一五四四	道 路 の
五五四四番一九九四、	位 置
六 · ○	(メートル)(メートル)
四 九 · 〇 二	(メートル)

〔三六八〕建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定

により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、 岡山県美作県民局建設部管理課におい

70,70

+成二十六年八月一1

平成二十六年七月平成二十六年七月	指 定 年 月 日
三九番一一の一部苫田郡鏡野町古川	追路
の一部町古川字中村三九番一、	の 位 置
六・〇〇~ 七二・八五	(メートル)(メートル)道路の幅員 道路の延長
七二・八五	(メートル)

◎岡山県公安委員会告示第百十六号

三条第一項の規定により、 犯罪被害者等早期援助団体に関する規則 公益社団法人被害者サポー (平成十四年国家公安委員会規則第一号) 第 トセンターおかやまの代表者を次

のとおり変更する旨の届出があった。 平成二十六年八月一日

変更内容

代表者 変更前

2

変更後

変更年月日

代表者

平松

平成二十六年八月一

畄 安 委 員

◎公立大学法人岡山県立大学告示第一号

ことができる個人情報の指定) 平成二十年公立大学法人岡山県立大学告示第一号(簡易な方法による開示請求をする 一部を次のように改正し、 公布の 日以降に試験結果の

平成二十六年八月一日

公立大学法人岡山県立大学理事長

英

明

表に次のように加える。

修認定試験 教員免許状更新講習履

評点

か知試 間翌の日通

事務局教学課 公立大学法人